

千曲市監査委員公表 第2号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、千曲市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和元年10月30日

千曲市監査委員 飯 島 仁 一

同 小 山 嘉 一

## 措置の通知書

平成 30 年度定期監査（平成 30 年 7 月 30 日監第 13 号）分

指摘事項	指摘事項の内容	指摘事項に対する措置内容等
<p>1 共通事項 (1) 不祥事件、不適正事案の発生防止に向けた対応について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最近、当市を含め、他機関での不祥事件や不適正事案が多発し、その内容も広範囲かつ同様の事案が繰り返し発生している。</li> <li>・よって、これら発生している事件、事案に関連する課は、他山の石として、その事実、発生した原因、影響等を職員全員にタイムリーに情報共有のうえ、注意喚起するとともに、今後同様な事案が発生しないよう未然防止措置を講じられたい。</li> <li>・また、社会情勢の著しい変化に対応した「職員の意識改革」や「組織風土改革」を進め、従来からの制度や運用の見直しを図られたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不祥事が起きる原因の一端として管理職のマネジメント能力の欠如があげられます。</li> <li>・このため、管理職には、部下とのコミュニケーションを十分にとるなど、「風通しのよい職場環境づくり」を督励しています。</li> <li>・具体例として、管理職は、人事評価等での面談時において、部下の平素の勤務態度、生活態度等の情報を把握・集約し、非違事案の当事者又は関係者とならないよう、必要かつ具体的な指導及び助言を行うこととしています。</li> <li>・引き続き、管理職には、業務の詳細にまでは踏み込めないにしても、アドバイス（助言）、バックアップ（手助け）、コンサルティング（相談に乗る）など、ABCマネジメントの観点から、部下の仕事に関心を示し、声掛けや部下の話を傾聴するよう徹底してまいります。 (総務課)</li> </ul>

指摘事項	指摘事項の内容	指摘事項に対する措置内容等
<p>1 共通事項 (3) 職員の身上把握の拡充について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各管理者は、組織的に身上把握の制度が確立されていないことから、職員とのコミュニケーションの中からその状況を把握しているに過ぎず、管理者によりその程度に濃淡が生じている。</li> <li>・昨今、業務の複雑化・多様化が著しく進展し、新たな業務も加わり、一層効率的な業務運営が強く求められている。</li> <li>・しかしながら、定員削減で職員が減少し、多くの非常勤職員等を抱えている中で、体調を崩す職員も生じており、管理者は、人的管理や業務運営に苦慮している状況にある。</li> <li>・そこで、職員から身上申告書（仮称）（業務歴、家族構成、本人・家族の健康状態、一身上の問題、資格取得状況、仕事の希望等を記載）を徴取し、管理者は、常日頃からその状況を把握したうえで、業務を進めることは必要不可欠であり、結果として円滑な業務運営に資すると思われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘のとおり、円滑な業務運営及び非違事案の未然防止を図るうえで、管理職は、職員個々が抱える悩み、問題、兆候等を早期に把握し、その悩み、問題等を掘り下げ、組織的な対応をもって解消していくことが必要です。</li> <li>・ご提案の「身上報告書（仮称）」は、部下の現状を正確に把握できることに加え、最適な指示やフォローにも繋がり、状況に応じた職員の育成を図る有効な手段として、国や県などの大規模な組織の一部で実施されております。</li> <li>・一方で、身上指導は職員個人のプライバシーに大きくかかわるものであり、個人情報の取り扱いについて十分配慮をしなければなりません。</li> <li>・現段階では、一連の身上指導の報告やまとめに係る事務量の増加、対象部下が異動した場合の引継、管理者等（上司）が異動した場合の後任者への引継など、システムとして運用する場合の課題等について、他団体の実例などの研究・検証が必要と考えています。 (総務課)</li> </ul>

指摘事項	指摘事項の内容	指摘事項に対する措置内容等
1 共通事項 (4) 立替払の取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立替払は、立替しなければ業務に著しく支障をきたす等緊急かつ必要やむを得ない場合に限られるものである。</li> <li>・しかしながら、事前に先方からの案内等に基づき確認や申込み手続き等をすれば立替しなくても済む事案が散見された。</li> <li>・今後は、領収書の紛失リスクの回避等から可能な限り資金前渡や振込により対応されたい。</li> </ul>	<p>ご指摘のとおり、立替払いは、緊急かつやむを得ない場合に限られるものである。その旨職員には、平成31年2月の職員掲示板での徹底のほか、毎月会計課からの職員掲示板掲示により、周知を図っている。また、会計事務研修会においても徹底の指導をした。</p> <p>会計課では、現在、理由の如何にかかわらず立替払いを禁止としている。(会計課)</p>
1 共通事項 (5) 公金の適正な収納管理について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公金の収納・管理については、平成29年度、平成30年度2度にわたり指摘し、それを受け平成30年2月部課等の長あて、会計管理者から適正に行うよう文書で通知し、更に平成30年9月には「千曲市公金収納取扱事務要領」を制定し具体的取扱いを定め、事務処理の徹底を図って頂いたところである。</li> <li>・しかしながら、一部課においては、未だ公金を受領後一か月保管している事例が散見されたほか、千曲市財務規則で定められた「税外収入整理簿」に、①全く未記載、②長期間記載漏れ、③出納員の確認押印漏れ等が確認された。</li> <li>・他機関で、公金の長期保管が原因で私的流用・盗難・紛失事件が生じていることに鑑み、職員に対し、速やかに事柄の重要性を再認識させたい。厳格な取扱いを強く求める。</li> </ul>	<p>公金の収納・管理については、ご指摘のとおり、その性質上、厳格かつ適正に運用しなければならないものである。</p> <p>職員への徹底のため、本年度は会計事務研修会(R元年5月20日)の際にも厳格な扱いについて特別な指導をした。</p> <p>また、Web21 掲示板での毎月の周知など様々な場面での意識付けを図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「税外収入整理簿」については、未だ徹底していない課があるため、今後会計課より指導していく予定である。</li> <li>・他機関の不祥事等については、その内容についてWeb21 掲示板に掲載し、情報の共有を図った。</li> <li>・公金の扱いについては、従来から会計より指導してきた事項ではあるが、今回の指摘を受け特別にチェックをかけ、厳格な指導をしているところである。</li> </ul> <p>(会計課)</p>